

人 事 委 員 会 規 則 番 号	人事委員会規則名	公布年月日
人 事 委 員 会 規 則 第 4 号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和6年9月20日
人 事 委 員 会 規 則 第 5 号	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和6年9月20日
人 事 委 員 会 規 則 第 6 号	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和6年10月8日

さいたま市人事委員会規則第 4 号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 14 年さいたま市人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 3 章　〔略〕 第 4 章　新たに職員となった者の職務の級及び号給（第 10 条― <u>第 18 条の 2</u> ） 第 5 章～第 10 章　〔略〕 附則 <u>（育児又は介護によるやむを得ない事由により退職した者を採用する場合の職務の級及び号給）</u> <u>第 18 条の 2　さいたま市職員の任用に関する規則</u> <u>第 10 条第 5 号に掲げる職のうち、育児又は介護によるやむを得ない事由により退職した者をもって補充しようとする職に職員を採用する場合におけるその者の職務の級及び号給は、第 10 条から前条までの規定にかかわらず、その者の退職の日における職務の級及び号給を基礎として、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準により決定するものとする。</u>	目次 第 1 章～第 3 章　〔略〕 第 4 章　新たに職員となった者の職務の級及び号給（第 10 条― <u>第 18 条</u> ） 第 5 章～第 10 章　〔略〕 附則

附　則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第 5 号

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則（平成 14 年さいたま市人事委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(復職の場合の医師の診断) 第 7 条 任命権者は、条例第 3 条第 2 項の規定により職員の復職を命じる場合には、医師 2 人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。 <u>ただし、妊娠に起因する症状により勤務することが著しく困難となり、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職処分に付された職員が、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 29 号）第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる場合における特別休暇を取得するため、当該職員の復職を命じる場合は、この限りでない。</u>	(復職の場合の医師の診断) 第 7 条 任命権者は、条例第 3 条第 2 項の規定により職員の復職を命ずる場合には、医師 2 人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第 6 号

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則（平成 14 年さいたま市人事委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（復職の場合の医師の診断） 第 7 条 任命権者は、条例第 3 条第 2 項の規定により職員の復職を命じる場合には、医師 2 人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。ただし、妊娠に起因する症状により勤務することが著しく困難となり、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職処分に付された職員が、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 29 号）第 21 条第 1 項第 3 号、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第 51 号）第 11 条第 1 項第 3 号、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 29 年さいたま市教育委員会規則第 9 号）第 24 条第 1 項第 3 号又はさいたま市水道局企業職員就業規程（平成 13 年さいたま市水道部企業管理規程第 23 号）第 18 条第 2 項第 3 号に掲げる場合（さいたま市技能職員の勤務時間等に関する規則（平成 13 年さいたま市規則第 30 号）第 3 条の規定により、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第 21 条第 1 項第 3 号又はさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第 11 条第 1 項第 3 号の規定の例による場合及びさいたま市水道局企業職員就業規程第 31 条第 1 項の規定により、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第 11 条第 1 項第 3 号の規定の例による場合を含む。）における特別休暇を取得するため、当該職員の復職を命じる場合は、この限りでない。	（復職の場合の医師の診断） 第 7 条 任命権者は、条例第 3 条第 2 項の規定により職員の復職を命じる場合には、医師 2 人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。ただし、妊娠に起因する症状により勤務することが著しく困難となり、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職処分に付された職員が、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 29 号）第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる場合における特別休暇を取得するため、当該職員の復職を命じる場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。